

# 令和7年 第12回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月24日 午後2時55分から午後4時25分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会 長  
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
10番	倉	持	昭	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（5名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（1名）

農地利用最適化推進委員（1名） 石 関 功

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後2時55分

◆局長

令和7年第12回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は5名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第10回10月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第10回10月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、11番の増田委員、12番の眞中委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

場所については、資料2、No.1の①及び②をご覧ください。

番号1、土地の所在 中川崎字八幡〇〇外8筆、登記地目・現況地目ともに田、合計

面積 5,765㎡、譲受人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 さいたま市〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となります。

本案件は、〇〇様が亡くなってからの農地について、譲受人が危惧されており現状を放置することは地域にとって望ましくないと考え、譲り受けることに至ったものです。

このことから、譲渡事由は相続財産清算のため、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 39,701㎡、家族数 2人、耕作者数 2人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

12月17日に現地確認を行いました。翌18日には、譲渡人の〇〇様に電話でお話を伺いました。

申請地は、土地改良区の賦課金の支払いがあり、国庫への返納ができない農地のため、現在申請地を耕作している譲受人にお願いしたところ、譲り受けていただけることになったそうです。

譲受人には20日にお会いし、お話を伺いました。譲受人は、奥様とお二人で水稻を作付けしています。農繁期には娘さん夫婦が手伝いに来られ、いずれは娘さん夫婦が農業を受け継がれる予定とのことです。農機具も揃っており、申請地は以前から譲受人が耕作していますので、所有権移転後もそのまま農地として利用するため、問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料 2、No. 2 をご覧ください。

番号 2、土地の所在 下吉羽字屋敷添〇〇、登記地目・現況地目ともに畑、面積 558㎡、譲受人 春日部市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中三丁目〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が農地の維持管理に困り、申請地の隣地に拠点を置き農業を営んでいる譲受人に相談したところ、快く引き受けてもらえたことによる申請です。

このことから、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 16,949㎡、家族数 5人、耕作者数 5人。

権利を取得しようとする者が農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

また、譲受人の住所地である春日部市及び所有農地がある杉戸町へ農業経営状況調査をし、適正に農業経営をしていることを確認しています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

12月19日、〇〇委員にお手伝いいただき、一緒に申請地を確認させていただきましたところ、申請地付近で作業をしていた譲受人にお会いすることができ、直接お話を伺いました。

譲受人は、今回の申請地に隣接する敷地に既にブルーベリー等の果実を冷凍する倉庫を建築しており、今後はジェラート等の加工品を販売する計画を持っており、許可後は、果樹栽培農地の規模を拡大するためにも有効に申請地を活用したいとのことでした。

また、12月22日、譲渡人にお話を伺うと、申請地は父親から相続した不動産で、農地については、ブルーベリー等果樹栽培をしている譲受人に譲り渡すことにしたということでした。

本案件は、維持管理が困難になった譲渡人が農業経営の拡大を予定している譲受人に譲渡するものであり、問題のない案件であると思います。

以上です。

◆会長

2番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は、承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は1件でございます。

場所については、資料2、No.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 幸手字前〇〇の一部、登記地目・現況地目ともに田、面積1,600㎡の内370㎡、申請人 幸手〇〇 〇〇〇〇、転用目的 駐車場、農地区分は第3種農地となります。

資料3の配置図をご覧ください。

南側の道路際が申請地となっています。この北側に幸手字前〇〇及び〇〇の申請地を除いた農地が合計2,550㎡あり、こちらにハウスを建築して苺の栽培をする予定となっています。本件は、その苺の栽培に携わる従業員や来客用の駐車場を整備するための申請です。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

12月13日に申請人に電話で確認し、19日に現地の確認と自宅に伺いまして、お話を伺ったところ、申請地の隣地にハウスを建て、苺を栽培し観光農園にする計画のため、そこで働く従業員及び来場者の駐車場にしたいとのことでした。

周囲の住宅や農地等への影響はないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

◆会長

3番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

議案第2号は終了します。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は86名となっています。

以上です。

◆会長

1番から5番については、幸手地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(1番から5番について説明)

問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1番から5番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

6番から31番については、行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(6番から31番について説明)

問題はないと思います。

以上です。

◆会長

6番から31番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

32番及び33番については、上高野地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(32番及び33番について説明)

問題はないと思います。

以上です。

◆会長

32番及び33番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

34番から50番については、権現堂地区の案件となりますが、地区の推進委員の〇〇委員がご欠席のため、事務局に説明をお願いしたいと思います。

なお、本案件については、〇〇委員に關係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

◆事務局

(34番から50番について説明)

今後、耕作することに問題はないと考えています。

事務局からの説明は以上です。

◆会長

34番から50番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

51番から177番については、吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたと思います。

なお、本案件については、〇〇委員に關係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(51番から177番について説明)

問題はないと思います。

以上です。

◆会長

51番から177番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

178番から242番については、八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

本案件については、私と会長代理、〇〇委員、〇〇委員に関する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

なお、議事進行については、〇〇委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

◆委員

それでは、議事を進めさせていただきます。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

借受人は個人が27人、法人が2社となります。全ての借受人が現在、耕作している方であり、問題はないと思いますけれども、その中で188番の借受人である〇〇〇〇さんは、東京都品川区にお住まいの方ですので、若干説明させていただきます。

〇〇さんの御実家は神扇地区にありまして、今は誰も住んでいないようですが、父親の代からの農機具があり、週末には神扇に戻ってきて農作業を行っているそうです。

また、水管理は近くの親戚の方をお願いしているとのこと。近くの方に聞いたところでは、金、土、日曜日には、ほぼ戻ってこられているそうです。きれいに管理しているとのこと。問題はなしと判断いたしました。

以上です。

◆委員

178番から242番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

会長、会長代理、〇〇委員、〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

◆会長

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第3号については承認されました。

次に、報告事項に移ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
(市街化区域の農地転用4条の届出2件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。  
(市街化区域の農地転用5条の届出2件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしく願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時25分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年3月25日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 増 田 隆 司

署名委員 眞 中 一 夫